

 **那覇市介護予防・日常生活支援総合事業**

那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)の実施について

日時 : 平成30年8月13日 (月) 10:30~11:30

場所 : 那覇市役所本庁舎12F 第1研修室

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課

本日の内容

- ①那覇市の高齢者に関する概要と地域包括ケアシステムについて…p.3
- ②総合事業及び通所型サービスAについて…p.13
- ③那覇市における通所型サービスA…p.28
- ④事業所指定について…p.34
- ⑤事業費の請求について…p.39

①那覇市の高齢者に関する概要 と地域包括ケアシステムについて

2025(H37)年の那覇市の将来人口は？

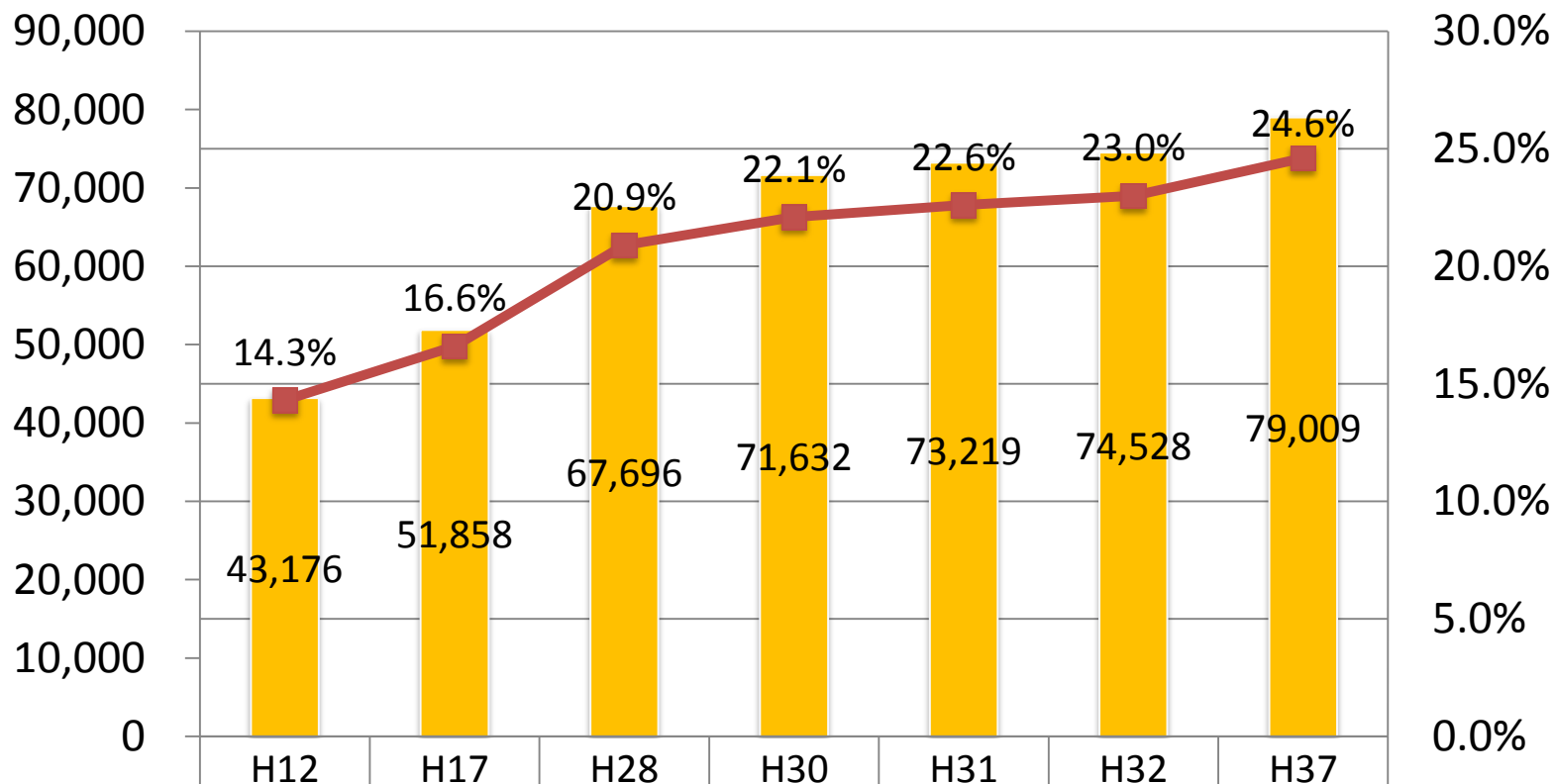
- **総人口の減少**
- **0～39歳人口の大幅減少**
- **高齢者人口の大幅な増加**

※特に75歳以上の後期高齢者の人口の増加

那覇市の将来人口(推計)

■ 65歳以上の人口(人)

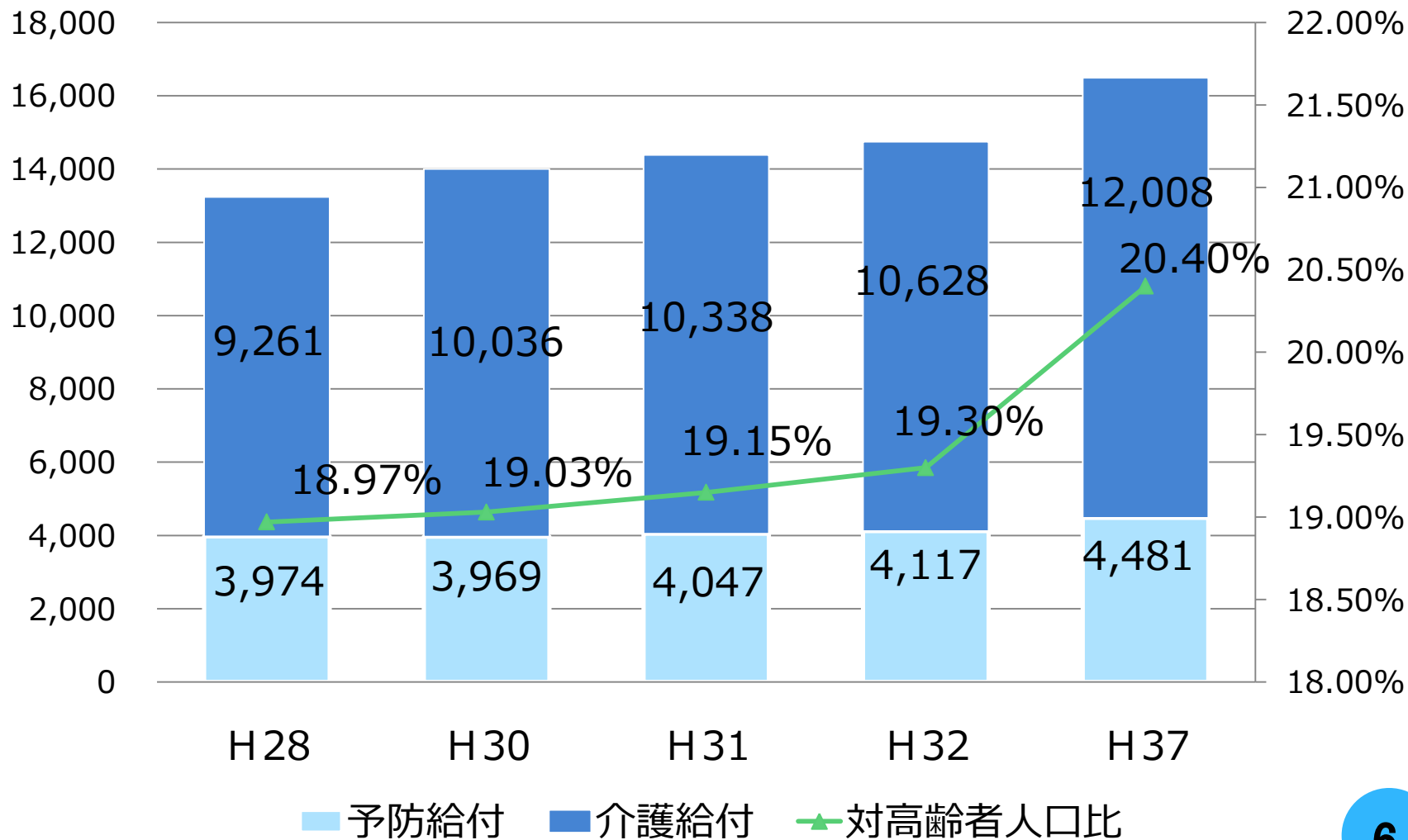
■ 高齢化率(%)



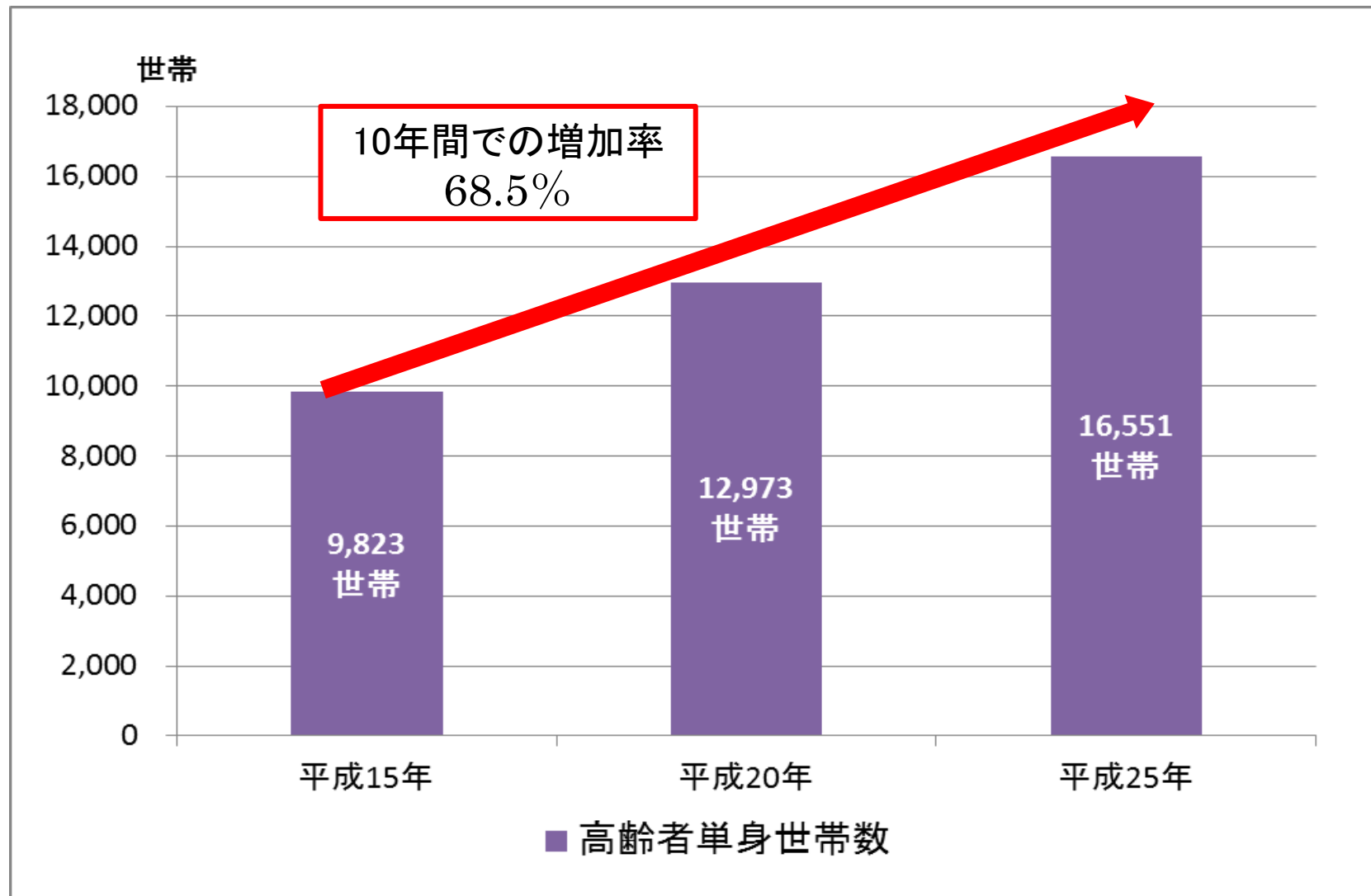
65歳以上の人口(人)	43,176	51,858	67,696	71,632	73,219	74,528	79,009
高齢化率(%)	14.3%	16.6%	20.9%	22.1%	22.6%	23.0%	24.6%

※ H30年度以降は推計値 (H30年3月現在)

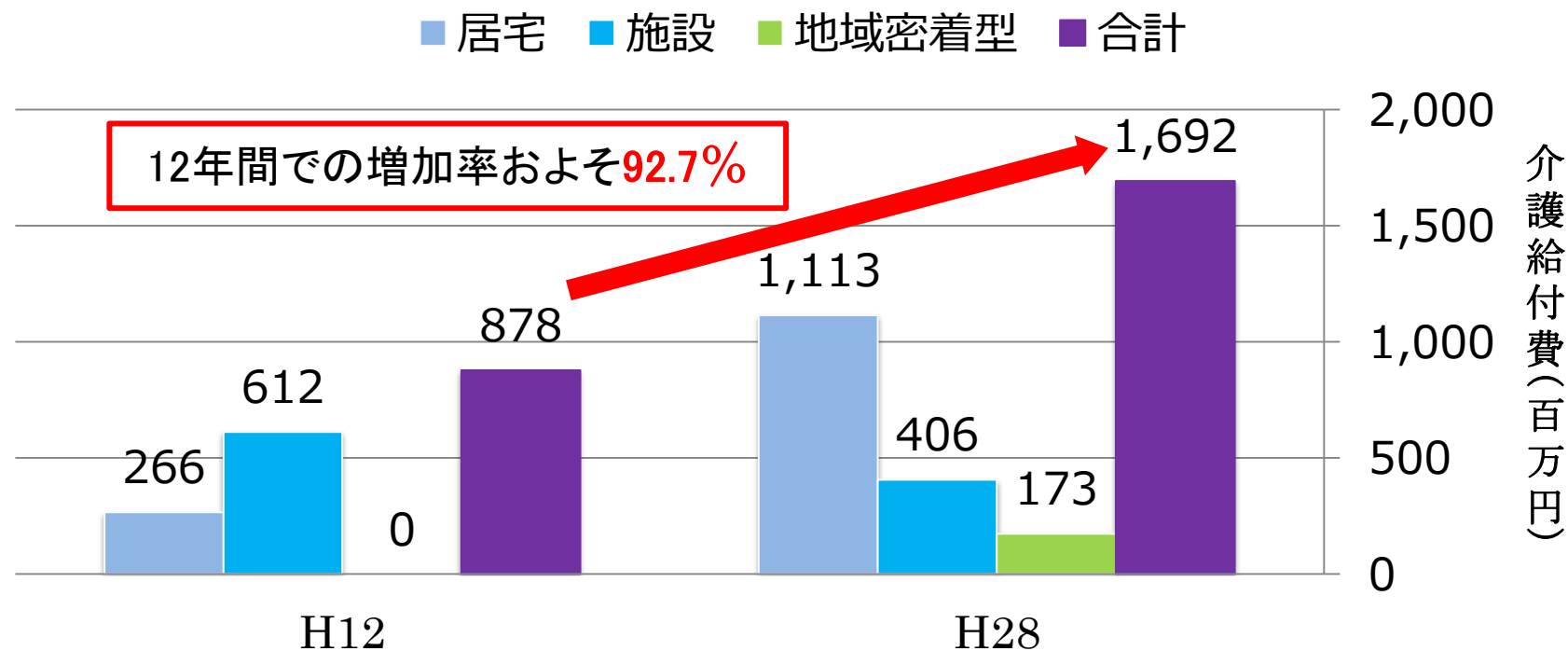
那覇市の将来認定者数(推計)



那覇市の高齢者単身世帯数の推移



那覇市の介護給付費の推移(年度月平均)



居宅	2億6588万円	居宅	11億2574万円
施設	6億1173万円	施設	3億9177万円
地域密着型	0円	地域密着型	1億3803万円
H12月平均	8億7762万円	H28月平均	16億5554万円

那覇市の認知症高齢者の推計 (日常生活自立度Ⅱ以上について)

	実績値	計画値(将来推計)	
	H27年3月	H29年度	H37年度
総人口	322,581	324,190	321,055
65歳以上	64,328	70,091	80,204
65～74歳	30,951	34,398	38,860
75歳以上	33,377	35,475	41,343
高齢化率	19.9%	21.6%	25.0%
認知症高齢者数 ()全高齢者数に 占める割合	9,056 (14.1%)	10,864 (15.5%)	16,522 (20.6%)

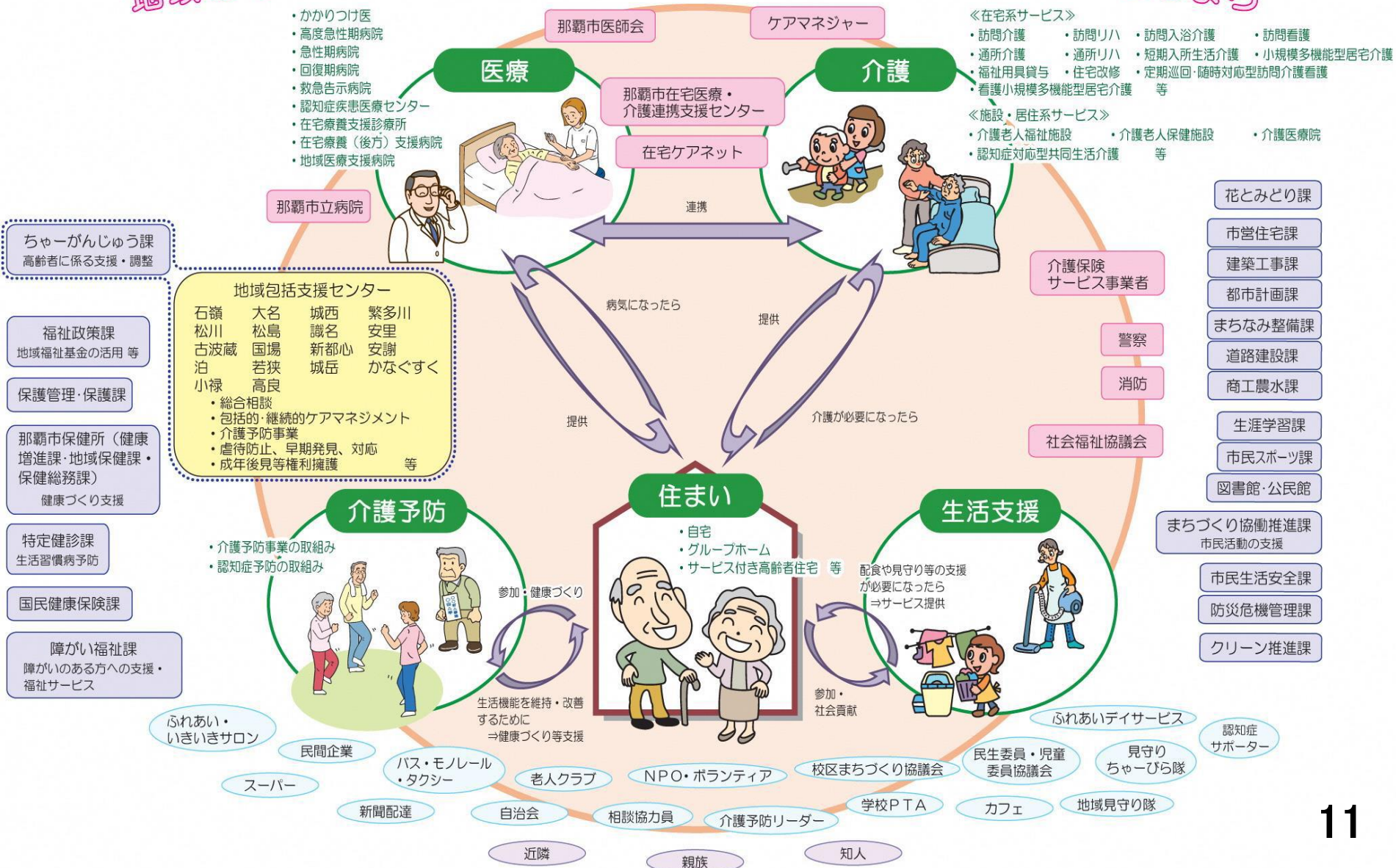
地域包括ケアシステムが必要となる背景

- ① 少子高齢化
- ② 要介護(支援)認定者の増加
- ③ 独居及び高齢者夫婦世帯の増加
- ④ 認知症高齢者数の増加
- ⑤ 介護の担い手の不足



那覇市の地域包括ケアシステムのイメージ図

地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち



②総合事業及び 通所型サービスAについて

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

1 総合事業の趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

2 総合事業の根拠法

介護保険法第115条の45（地域支援事業）第1項

3 総合事業の対象

（1）介護予防・生活支援サービス事業

- ①要支援認定を受けた者
- ②65歳以上の基本チェックリスト該当者

（2）一般介護予防事業

- ・第1号被保険者のすべての者及び、その支援のための活動に関わる者



背景・基本的考え方(厚労省ガイドラインより)

イ. 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ. 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ. 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ. 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ. 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ. 共生社会の推進

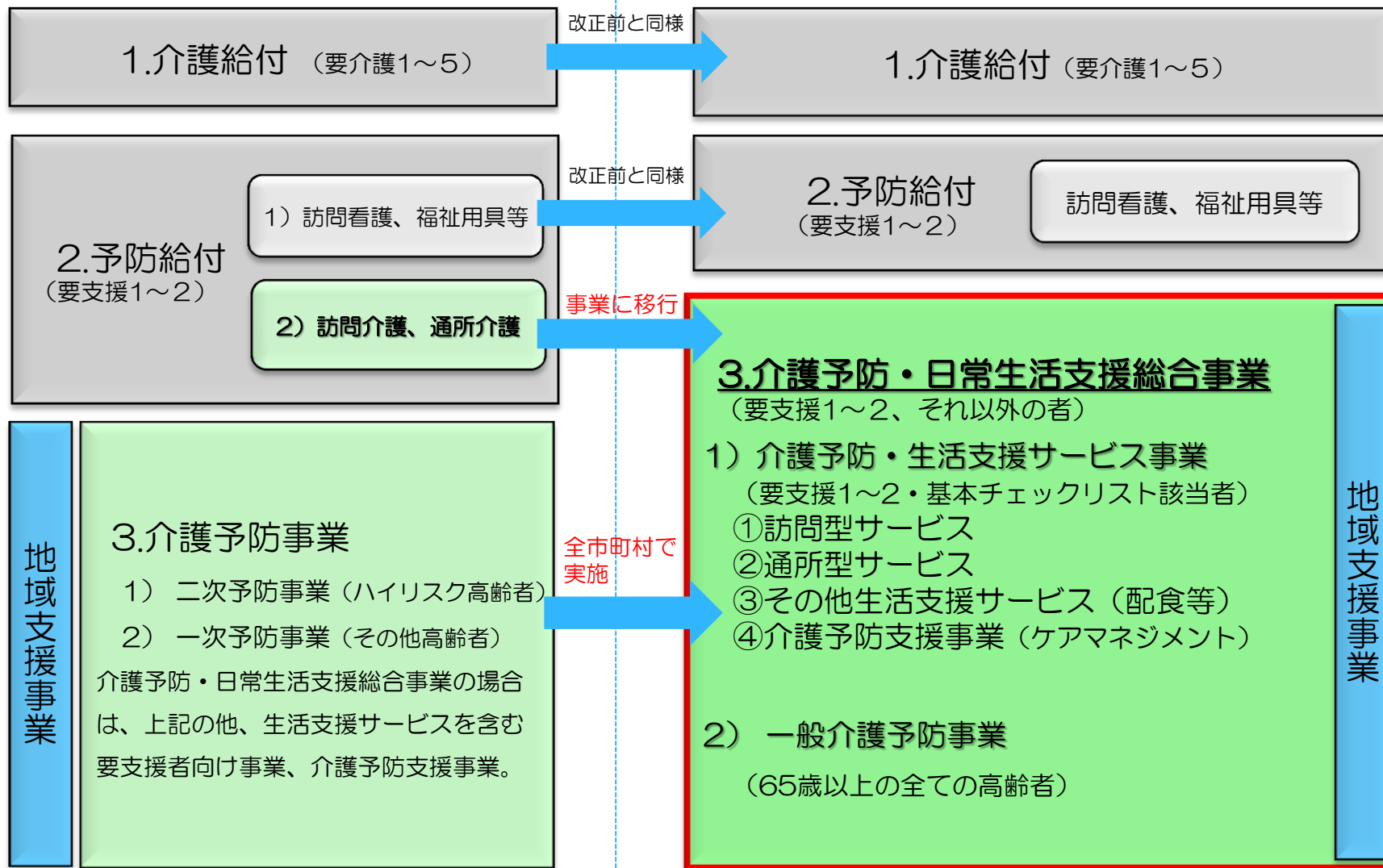
地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

総合事業の移行イメージ図 (厚労省ガイドラインより)

< 改正前 (現行) >

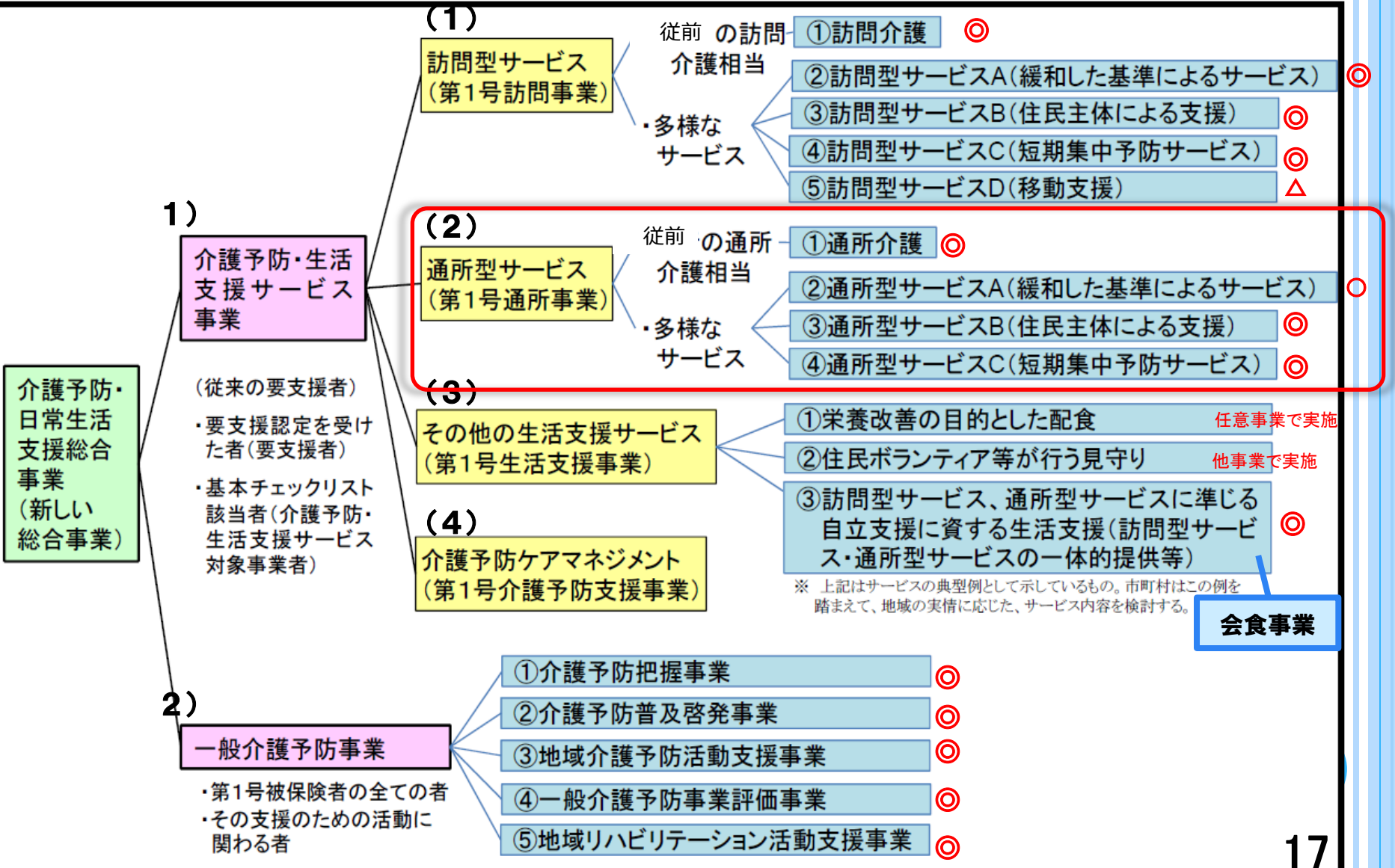
介護保険制度 (一部)

< 改正後 (H29年度以降) >



那覇市の総合事業における通所型サービス

・平成29年度より実施事業 ◎印 平成30年度中の導入予定事業 ○印 検討中の事業 △印



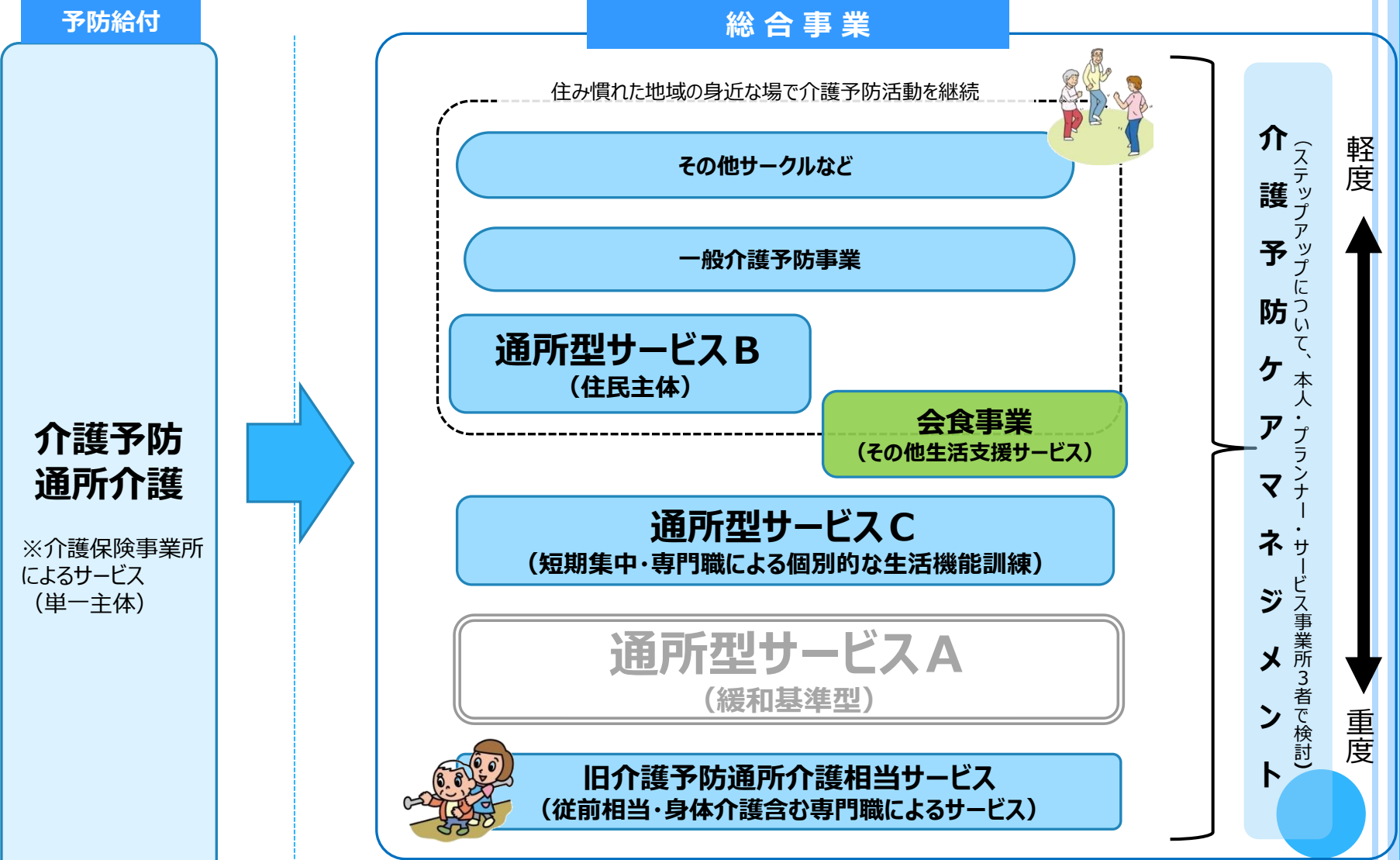
那覇市の総合事業における通所型サービス

本市の通所型サービス（会食事業含む）は、従前相当サービスに加え、短期集中、住民主体の多様なサービスを設定し総合事業をスタートしている。参考に、各サービスの内容、対象者像、期間、送迎有無を下表のとおり整理した。

サービス種類	内容	対象者像	期間	送迎
①旧介護予防通所介護相当サービス（従前相当）	・専門職による機能訓練 ・入浴・排せつ・食事介助	・退院直後で状態が変化しやすい ・認知機能低下や精神・知的障害が伴う ・傷病により継続観察が必要	規定なし	有り
②リハビリふれあいデイサービス（通所型C）	・専門職による個別的な生活機能訓練（集団体操、個別訓練、屋外訓練）	・短期集中で改善が見込まれる ・改善の意思がある	3ヶ月 （最大6ヶ月）	有り
③水中運動教室事業（通所型C）	・水中浮力を利用した運動	・肥満や腰・膝痛等により運動において負担軽減が望ましい	2ヶ月	無し
④住民主体通所型サービス事業（通所型B）	・ボランティアによる体操	・専門的サービス不要で体操継続することで改善見込まれる	原則1年間	無し
⑤地域で会食・ユンタク会事業（その他生活支援）	・会食の場における食事提供及び交流	・孤食状態 ・食生活に偏り	原則1年間	無し

那覇市の総合事業における通所型サービス

通所型サービスAを含めた那覇市通所型サービスのイメージ（案）



※要支援者等の状態に合わせて、多様なサービスが利用可能に。

地域リハビリ教室(通所型C)について

- 総合事業の通所型サービスC（短期集中）として、市内24会場で実施しています。
- 単に運動機能だけでなく、利用者の個別性に応じて、専門職による短期集中的な訓練を行い、生活機能の維持向上（転ばない自信、他者とのつながりなど）を図ります。
- 卒業後も継続して介護予防の取り組みができるようなアドバイスや、地域の自主サークル等で継続して通えるよう（ステップアップ） 目指します。

週に1回、集団で体操や運動



生活行為の拡大を目指した個別機能訓練 (写真は屋外機能訓練の様子)



住民主体通所型サービス(通所型B)について

- 総合事業の通所型サービスB（住民主体型）として、5団体（2018年6月現在）が活動しています。
- 地域包括支援センターと連携し、主に事業対象者を中心とした介護予防の通いの場となっています。

1. 小緑はつらつ健康教室



2. エンジョイクラブ



3. 真地団地いきいき介護予防教室



4. 首里鳥堀町リハビリ教室



5. 大名市営住宅いきいき百歳体操教室



自治会、NPO法人、その他任意団体といった多様な主体が活動しています。

通所型サービスAとは？

(1) 通所型サービスAの定義（「地域支援事業実施要綱」抜粋）

① 定義

省令第140条の63の6第2号（第1号事業にかかる基準として、当該代1号事業に係るサービスの内容を勘案した基準）に規定する基準又は市町村の定める基準に基づき、実施指針第2の4(2)に規定する主に雇用されている労働者により又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス

② サービス内容

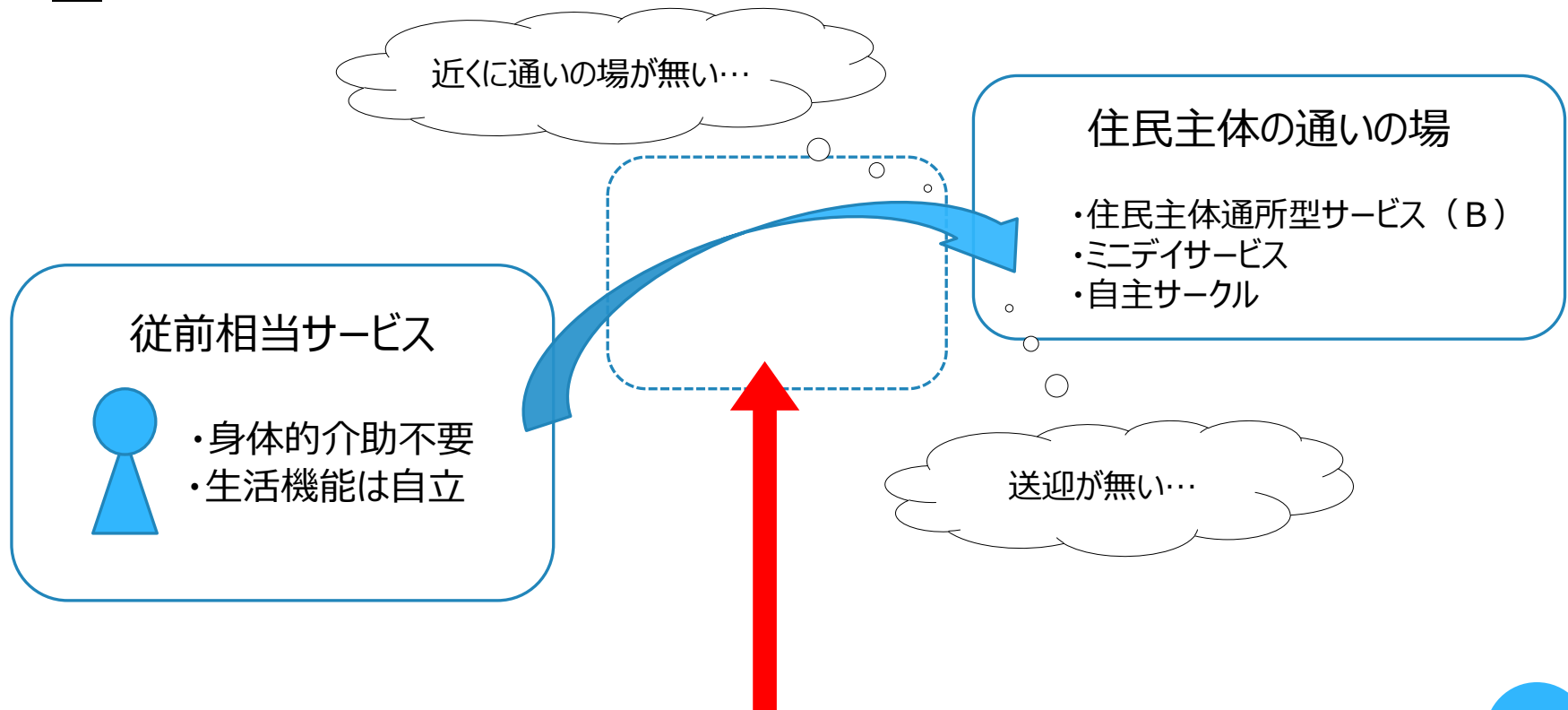
高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業。例えば以下のようなサービスが考えられる。（例：運動、レクリエーション活動、脳トレなど）

③ 実施方法（次の方法が可能）

- ・業務委託
- ・事業者指定（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者）

通所型サービスAの必要性

- これまで実施しているサービス検討会議等から見てきた課題から、通所型サービスAの必要性を整理する。
- 従前相当サービス利用者の中には、身体介助が必要無く状態が安定している対象者も少なくない。
 - しかし、送迎がないなど理由から、従前相当サービスから住民主体の通いの場へ移行することが困難なことが多い。
 - 徒歩圏内に通いの場を増やしていく（通所Bや一般介護予防事業の推進）ことも肝心だが、送迎のニーズは高い。



送迎があり、従前相当サービスと住民主体の通いの場（通所B含む）との中間的なサービスの必要性が出てきた。

通所型サービスAの必要性

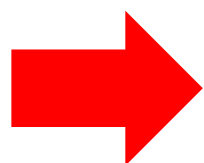
①介護予防通所介護利用者の内訳（H26年度データ）

（H26データ）

	人数	%
通所介護利用者（通所のみ、訪問・通所併用）	1576	100
→うち障害者日常自立度 J 及び認知症自立度 I 以上（ほぼ自立）	715	45.4
→うち上記かつ入浴なし	641	40.7

②サービス検討会議における従前利用者のうち通所A利用者推計（H29年9月）

	従前相当利用者	うち従前相当で 良い	うち身体介護は無いも のの状态的に従前相 当が望ましい	うち通所Aが望ましい	うち判断できず
件数（人）	130	42	25	54	9
割合（%）	100.00%	32.31%	19.23%	41.54%	6.92%



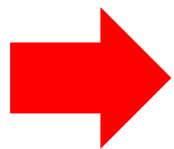
自立度及び利用するサービス内容から、通所型サービスAの対象者はおよそ4割いると想定される。

那覇市における通所型サービスA実施について

通所型サービスA実施の考え方

- (1) 事業所数（既存資源）が多い本市の特性を活かせる事業所指定により実施
- (2) 人員、設備基準を緩和し、その緩和内容を勘案した報酬単価を設定。
- (3) より自立度が高い利用者の状態像を想定しているため、入浴・排せつ・食事等の介助サービスは除く
- (4) 従前相当サービスとの同一事業所内での一体的運営を可能とすることで、既存事業所の参入が可能

通所型サービスA名称



「那覇市元気向上通所型サービス」（次頁）

③那覇市における 通所型サービスAの実施内容

那覇市における通所型サービスA実施内容_1

	項目	那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)	参考:旧介護予防通所介護相当サービス (従前相当サービス)
1	実施方法	事業者指定	事業者指定
2	対象者の状態像	①身体介助の必要がなく状態が安定している方 ②地域ふれあいデイサービスやサロン、老人センター等に自力で参加できない(送迎が必要)方 ③外出の機会が少なく閉じこもりがちな方 ④その他、那覇市元気向上通所型サービスを利用することで生活機能向上及び自立支援が可能であると認められる方	①入浴・排せつ・食事等の生活介護及び機能訓練が必要な方 ②退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが必要な方 ③認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方 ④医療的なケアが必要なケース、または傷病により継続して観察が必要な方
3	サービス内容	★生活機能維持及び向上のための体操等を行う通所サービス ★入浴・排泄・食事介助なし <サービス例> ・健康チェック ・体操等の運動、レク(利用者間の交流)、脳トレなど ・食事提供(介助なし、本人の意向による) ・送迎 など	★入浴・排せつ・食事等の生活介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練(介護予防通所介護と同じ) <サービス例> ・健康チェック ・体操、個別機能訓練 ・入浴、排せつ介助 ・レク ・食事提供(介助有り) ・送迎 など
4	提供時間	3時間以上	-
5	送迎	有り ※ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はないが、その旨を通所型サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要有り。	有り

那覇市における通所型サービスA実施内容_2

	項目	那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)	参考: 旧介護予防通所介護相当サービス (従前相当サービス)
6	人員基準	①管理者: 専従1名以上(兼務可) ②従事者: ~15名 専従1以上 15名~ 1名につき専従0.1以上 ★従事者は無資格可。 ★管理者は従前相当サービスと兼務可。	①管理者: 常勤・専従1以上 ②生活相談員: 専従1以上 ③看護職員: 専従1以上 ④介護職員: ~15人専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員または介護職員の1人以上は常勤) ⑤機能訓練指導員: 1以上
7	設備基準	①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ②相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 ★通所介護・従前相当サービスと兼用可 ★通所介護、従前相当サービスと機能訓練室を共用(一体的に提供)することも可能。ただし、必要に応じてプログラムを区別する等して要介護者の処遇に影響がないように実施する必要あり。	①食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品
8	運営基準	①簡略化した個別サービス計画の作成 ②重要事項等の説明、同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	①個別サービス計画の作成 ②重要事項等の説明、同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供

那覇市における通所型サービスA実施内容_3

	項目	那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)	参考:旧介護予防通所介護相当サービス(現行相当サービス)
9	基本報酬	<p>★利用1回あたりの報酬と、月包括報酬(一定回数以上の場合)の併用型</p> <p>①事業対象者の方、要支援1の方、要支援2かつ週1回程度の方 <u>328単位/回</u> <u>1,397単位/月</u>(1月の回数が4回を超える場合)</p> <p>②要支援2かつ週2回程度の方 <u>339単位/回</u> <u>2,927単位/月</u>(1月の回数が8回を超える場合)</p>	<p>★月包括報酬</p> <p>①要支援1、事業対象者週1回程度 1,647単位/月</p> <p>②要支援2、事業対象者週2回程度 3,377単位/月</p> <p>※参考:現行相当の1回当たり単価(国要綱)週1回程度:378単位/回、週2回程度:389単位/回</p>
10	加算	<p>①介護職員処遇改善加算</p> <p>※その他の加算は今後検討。</p>	<p>①生活機能向上グループ活動加算</p> <p>②運動器機能向上加算</p> <p>③栄養改善加算</p> <p>④口腔機能向上加算</p> <p>⑤選択的サービス複数実施加算</p> <p>⑥事業所評価加算</p> <p>⑦サービス提供体制強化加算</p> <p>⑧介護職員処遇改善加算</p>
11	減算	<p>①同一建物減算</p> <p>②定員超過減算</p> <p>③人員欠如減算</p>	
12	サービスコード	A7(独自/定率)	A6(独自)
13	自己負担	食事代等の実費(旧介護予防通所介護相当サービスと同様)	

通所介護・従前相当サービスとの一体的提供について

	通所介護	旧介護予防通所介護 相当サービス（従前相当）	那覇市元気向上通所型サービス （通所型 A）
1.同一部屋での同時提供	これらのサービス間では可能		
2.食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員×3㎡		
3.提供にあたる職員の区分（※1）	これらのサービス間では区分しない		
4.常勤・非常勤の判断	これらのサービスの勤務時間数で判断		
5.同一グループでの提供	これらのサービス間では可能（※2）		
6.利用定員（※3）	これらのサービス間では区分しない		他と区分する（※4）
7.定員超過による減算	これらのサービスの利用者数合計で判断		通所型 A の利用者数で判断（※5）
8.人員基準	これらのサービス間では区分しない（※6）		
9.人員欠如による減算	これらのサービスで必要な従業者（勤務時間）合計で判断		

- （※1）（例）ちゃー巖太郎さんの勤務時間：「通所介護」「従前相当」「通所型 A」を同時に提供する介護職員（従事者）として9:00-14:00の勤務。
- （※2）「通所介護」の各加算に係るサービス及び「従前相当」の選択的サービスについては、原則、別グループで提供する必要があります。
- （※3）定員を区分しない・・・（例）「通所介護」「従前相当」「通所型 A」を合わせて30名。
定員を区分する・・・（例）「通所介護」「従前相当」を合わせて10名。別に「通所型 A」で10名。
- （※4）ただし、「通所介護」「従前相当」「通所型 A」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たすことを条件に、「通所介護」「従前相当」「通所型 A」の定員を区分せずに設定することが可能です。なお、この取り扱いを希望する場合、運営規程の利用定員について、一体的に設定する記載に変更し、ちゃーがんじゅう課に変更届を提出する必要があります。
- （※5）（※4）に該当する場合は、「通所介護」「従前相当」「通所型 A」の利用者数の合計で判断します。
- （※6）これらのサービスは勤務形態一覧表を一体的に作成します。
（※4）に該当する場合は、「通所介護」「従前相当」「通所型 A」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たす必要があります。
（※4）に該当しない場合は、「通所介護」「従前相当」の利用者数に対する通所介護の人員基準による必要数と「通所型 A」の利用者数に対する通所型 A の人員基準による必要数を合計した人員配置が必要です。

通所介護・従前相当サービスとの一体的提供について（人員配置例）

現在

面積：120㎡
面積最大定員：40名

<サービスの定員>

- ・通所介護：25名
- ・従前相当：5名
- ・計：30名

⇒介護職員：4名

※面積最大定員に10名の余裕があります。

パターン1

（面積定員上限分を受入れする例）

面積：120㎡
面積最大定員：40名
定員区分：する

<定員>

- ・通所介護：25名
 - ・従前相当：5名
 - ・計：30名
- ⇒介護職員：4名

<定員>

- ・通所型A：10名
- ⇒従事者：1名

⇒介護職員・従事者合計：5名

○面積に余裕があれば、通所型Aの1名追加配置で利用者を最大15名まで受け入れることが可能（通所介護or従前相当利用者をプラス10名だと、2名追加配置が必要）。

パターン2

（人員を増やさず受入れする例）

面積：120㎡
面積最大定員：40名
定員区分：しない

<定員>

- ・通所介護：25名
 - ・従前相当：**2名**
 - ・通所型A：**3名**
 - ・計：30名
- ⇒介護職員：4名

⇒介護職員・従事者合計：4名

○本パターンでは、30名の範囲内での受入れで（31名以上はプラス1名）、定員を区分しないので、4名の配置でも可能。

○定員区分をする場合、同じ面積要件と最大定員でも、通所型Aとそれ以外（通所介護・従前相当）の利用定員数によって介護職員の配置数に差があります。

簡略化したサービス計画書(通所A)について

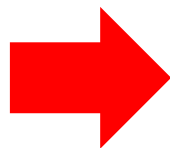
○簡略化した計画書でも可能とします（右のとおりサンプルを提示します）。

厚生労働省様式例（老振発第0327第2号）

別紙様式4

【通所介護計画書】

作成日：平成 年 月 日	前回作成日：平成 年 月 日	計画作成者：
ふりがな	性別	大正 / 昭和
氏名	年 月 日生 歳	介護認定 管理者 看護 介護 機能訓練 相談員
通所介護利用までの経緯(活動歴や病歴)	本人の希望	障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2
	家族の希望	認知症老人の日常生活自立度 正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV
健康状態(病名、合併症(心疾患、後頭疾患等)、服薬状況等)	ケアの上での医学的リスク(血圧、転倒、嚥下障害等)・留意事項	
自宅での活動・参加の状況(役割など)		
利用目標		
長期目標	収定日 年 月 日 達成予定日 年 月 日	目標達成度 達成・一部・未達成
短期目標	収定日 年 月 日 達成予定日 年 月 日	目標達成度 達成・一部・未達成
サービス提供内容		
目的とケアの提供方針・内容	評価 実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	効果、満足度など
① 月 日 ~ 月 日		迎え(有・無) プログラム(1日の流れ) (予定時間) (サービス内容)
② 月 日 ~ 月 日		
③ 月 日 ~ 月 日		
④ 月 日 ~ 月 日		
⑤ 月 日 ~ 月 日		送り(有・無)
特記事項	実施後の変化(総括) 再評価日：平成 年 月 日	
上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日	
ご本人氏名：	介護支援専門員様/事業所様	
ご家族氏名：		
通所介護 ○○○○ 〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 管理者： 事業所No.000000000 Tel.000-000-0000/Fax.000-000-0000 説明者：		



那覇市様式例

那覇市元気向上通所型サービス 計画書	作成日	年 月 日
	事業所名	
	作成者氏名	
被保険者番号	認定区分	事業対象者 ・ 要支援 ()
ふりがな	性別	生 年 月 日
氏名		年 月 日生 (歳)
利用開始日	年 月 日	利用終了 予定日 年 月 日
利用する時間	時 分 ~ 時 分	
利用する曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	
送迎の有無	有 ・ 無	無しの場合 その理由
目標		
	時間	サービス内容
主なサービス内容		
サービス提供時 の留意事項		
上記の計画について説明を受け、同意しました。また、当該計画の交付を受けました。		
同意日：	年 月 日	
ご本人氏名：	署名代行者：	

通所型サービスA実施スケジュール

	8月	9月	10月	11月
本説明会	★ 平成30年8月13日			
指定申請受付開始		●→ 平成30年9月3日～ ●→ 11/1指定済…9/20		→
サービスコード単位数表マスタ公開		←- - -→ 9月中旬～10月中旬		
サービス提供開始				●→ 平成30年11月1日～

※平成30年8月1日現在

④事業所指定について

事業所指定に関するお知らせ

○元気向上通所型サービス（通所型サービスA）を提供する場合は、事業所指定を受ける必要があります。

○事業所指定の申請を、**平成30年9月3日**より受付いたします。

○申請書類について、**平成30年8月17日（予定）**までに本市公式HPへ掲載しますので、各自ダウンロードしてご利用下さい。

○指定申請に係る手数料○

新規申請手数料 従前相当サービス（通所・訪問）、緩和型サービスA（通所・訪問）	更新申請手数料 （従前相当・緩和問わず）
¥ 5, 0 0 0	¥ 3, 0 0 0

元気向上通所型サービス（通所型サービスA）の指定に係る留意事項

○旧介護予防通所介護サービス（従前相当）が元気向上通所型サービス（通所型サービスA）に変更されるものではありません。（従前相当サービスもこれまで通り実施されます。）

○通所型サービスAは、那覇市独自のサービスとなりますので、住所地特例者を除き、那覇市の被保険者に対してのみサービスを提供できますのでご注意ください（下表例参照）。

（例）独自サービス事業所指定と提供の範囲

被保険者（利用者）	事業所	サービス提供の可否
那覇市	那覇市の指定を受けた事業所	提供できる
	A市の指定を受けた事業所	提供できない 那覇市に指定申請を行うことによりサービスの提供ができる
A市	那覇市の指定を受けた事業所	提供できない A市に指定申請を行うことによりサービスの提供ができる
	A市の指定を受けた事業所	提供できる

総合事業を実施する場合の定款変更について

総合事業を実施するためには、法人の定款（目的欄）に総合事業に関する記載を追加する必要があります。

①総合事業を実施するために必要な記載の例

訪問型サービス→介護保険法に基づく第1号訪問事業

通所型サービス→介護保険法に基づく第1号通所事業

※ 訪問と通所を分けずに、「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」という記載を定款に入れることで、総合事業の全サービスが提供可能です。

※ 定款に総合事業に関する記載がないと、指定申請書を受理できません。

※ 定款の変更に併せて、運営規程の表記も変更が必要になります。

介護職員処遇改善加算を算定するには、処遇改善計画書の提出が必要です

①平成30年2月末日までに計画書を提出した事業所

⇒ ・介護職員処遇改善変更届出書

(②事業所数の変更 (法人一括により計画した場合において、届出た事業所数に増減がある場合、の欄を記載してください。)

・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2)

(通所型サービスAを含めて、再計算をお願いします)

・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2-1)

②新規で加算を算定する事業所

⇒ ・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2)

・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2-1)

(以下、必要時)

・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2-2)

・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式2-3)

⑤事業費の請求について

通所型サービスAのサービスコード

サービス種類コード	サービス種類名	内容
A 6 (独自)	旧介護予防通所介護相当サービス（従前相当）	平成27年4月以降に指定を受けた事業所が請求するサービスコード (那覇市では平成29年4月1日以降に独自指定を受けた事業所)
A 7 (独自/定率)	那覇市元気向上通所型サービス (通所型サービスA)	那覇市元気向上通所型サービスの指定を受けた事業所が請求するサービスコード

○那覇市元気向上通所型サービスのサービスコードは、決定次第、那覇市公式HPにて掲載します。

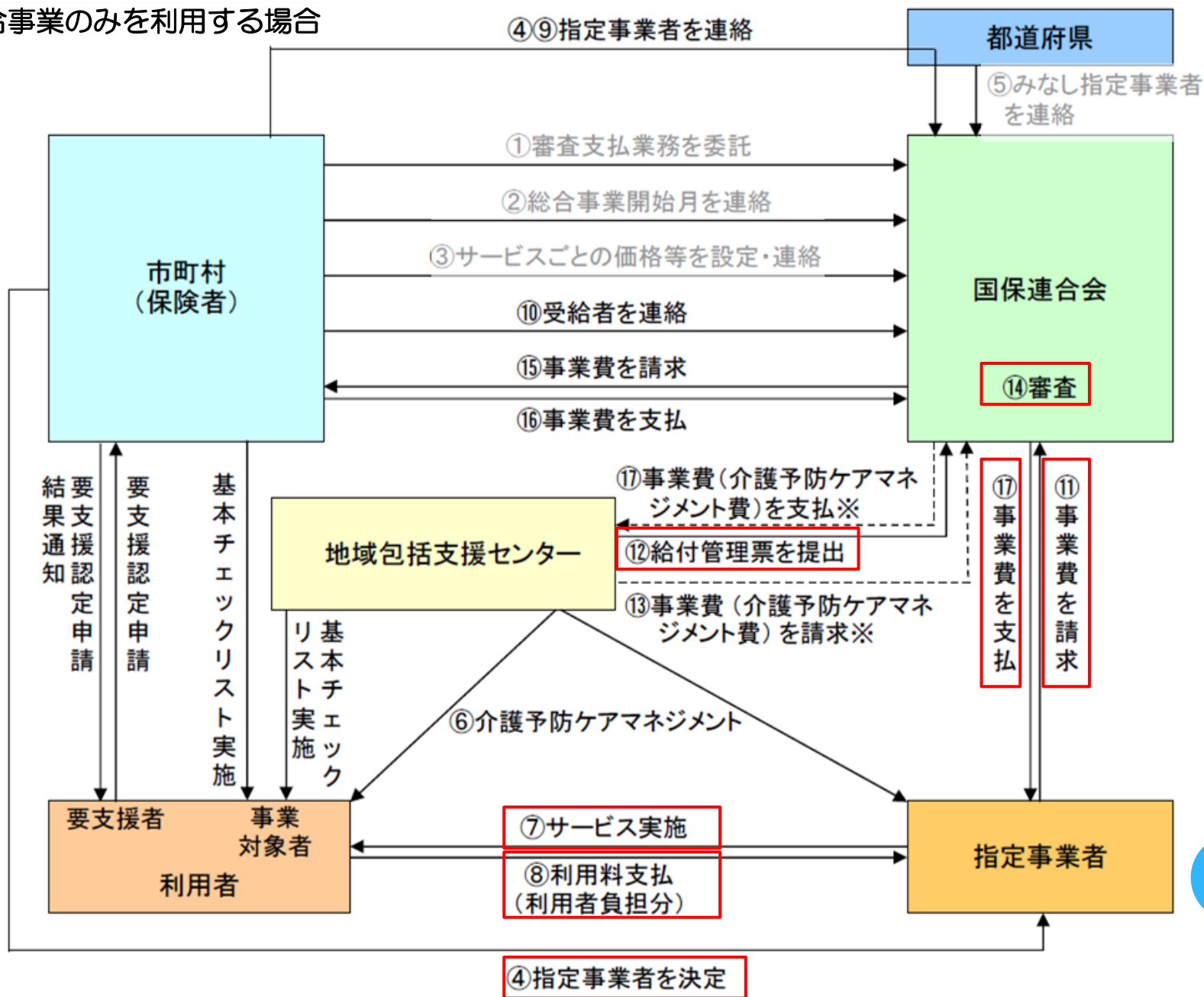
○併せて掲載する「市町村版サービスコード単位数表マスタ（CSVファイル）」を、各事業所請求システムへ取込みをお願いします。

支給限度額と利用者負担割合

利用者区分	サービス利用パターン例	プラン料	支給限度額	利用者の負担割合
1) 事業対象者	①事業(訪問介護)のみ	介護予防 ケアマネジメント費	5,003単位	1割。 一定以上の 所得の 利用者は2割 または3割
	②事業(通所介護)のみ			
	③事業(訪問介護と通所介護)			
2) 要支援1	①給付のみ	介護予防支援費	5,003単位	
	②給付+			
	③事業(訪問介護と通所介護)	介護予防 ケアマネジメント費		
3) 要支援2	①給付のみ	介護予防支援費	10,473単位	
	②給付+			②-1 事業(訪問介護) ②-2 事業(通所介護)
	③事業(訪問介護と通所介護)	介護予防 ケアマネジメント費		

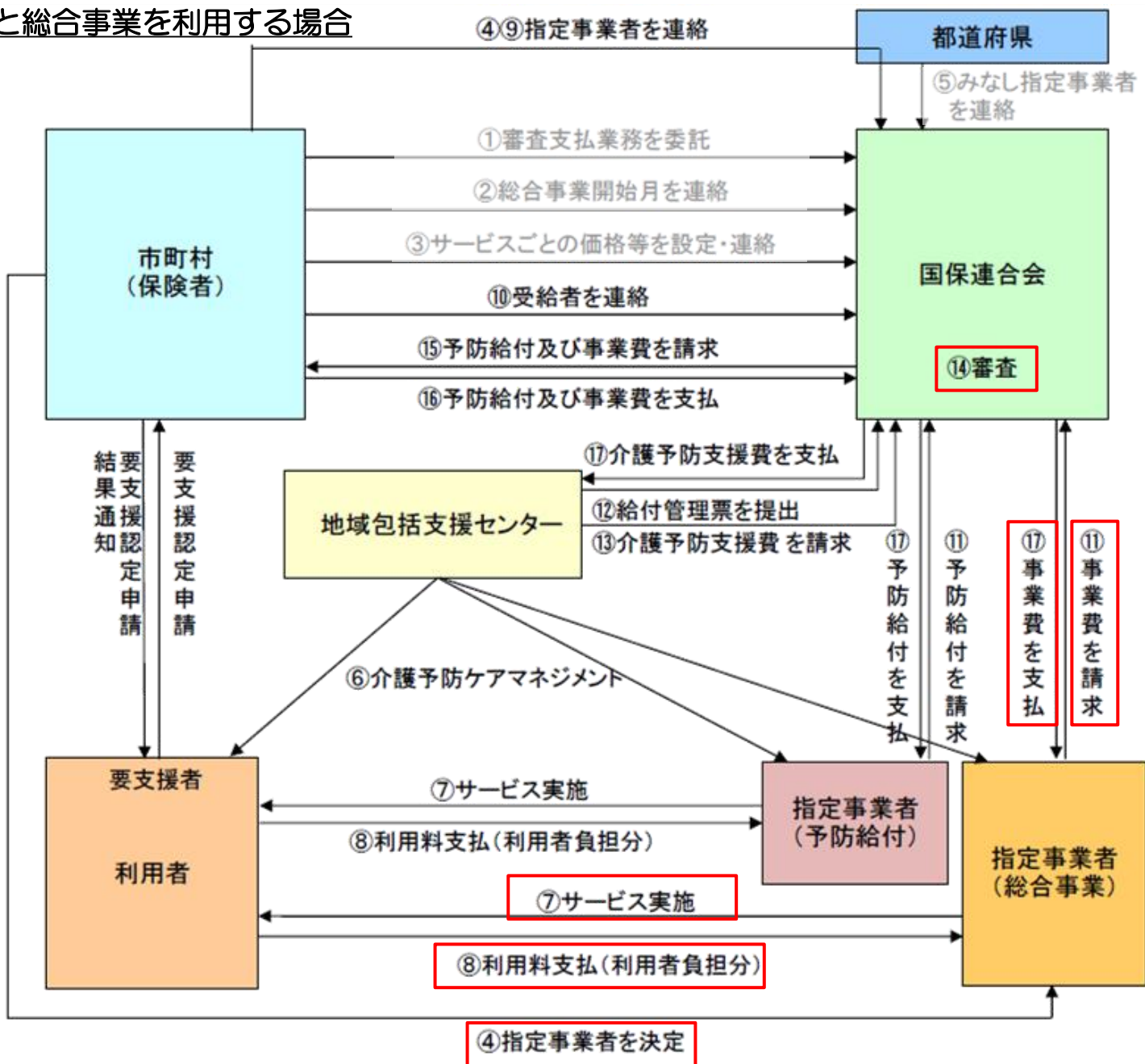
サービス費請求の流れ

1. 総合事業のみを利用する場合



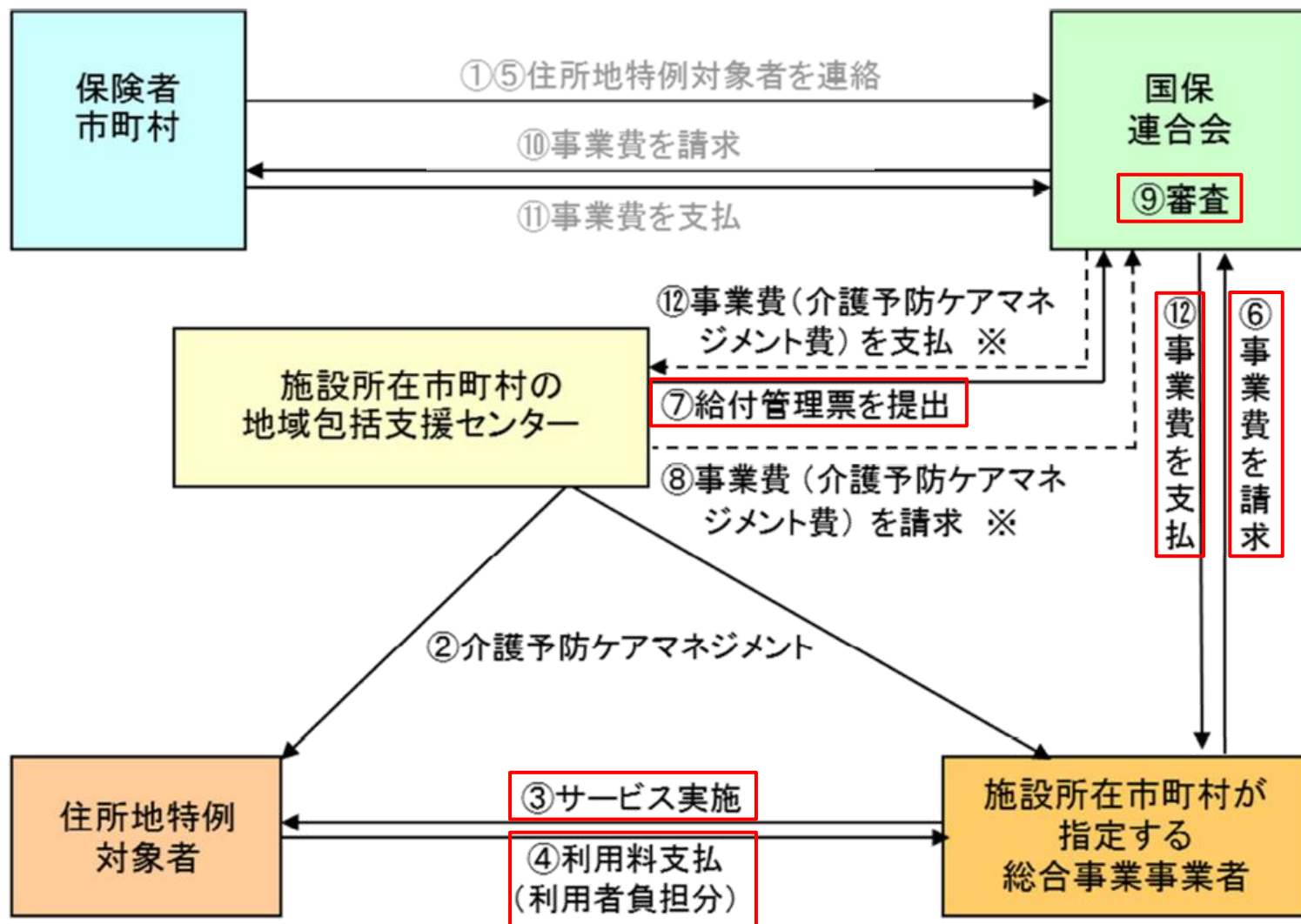
サービス費請求の流れ

2. 予防給付と総合事業を利用する場合



サービス費請求の流れ

3. 住所地特例対象者の総合事業費を国保連に請求する場合



那覇市の総合事業が目指すところ

地域の中で支えあい

高齢者がいきいきと

安心して暮らせるまちをつくる

ご静聴、

ありがとうございました。

